

第6章

マレー農民の階層分化と労働力移動 ——FELDAの役割を中心に——

はじめに

マレーシアは今、農業だけでなく、経済構造全体が激動期の最中にある。しかし、新経済政策（1971～90年、New Economic Policy：NEP）実施以来の経済構造の変化をみたとき、変動の中心はやはり農業部門に起きたというべきであろう。それは具体的には、(1)農業を営む場としての農村から、農業に従事する主体としての農民の人口流出が大量に起きただけでなく、(2)その結果マレーシア全体の農業の生産構造と農民の階層構成の双方が大きく変化したことである。人口流出は都市で就業するための人口移動と、FELDA（Federal Land Development Authority：連邦土地開発庁）をはじめとした入植計画による農村間人口移動の2つの型に分けることができよう。本章では1956年に農村地域の土地なし農民の吸収を目的として出発したFELDAの発展がどのように農村一農村間人口移動を引き起こし、伝統村落をどう変え、またどのような新しい農民階層や農村社会を形成しつつあるかを分析することに主眼が置かれている。

筆者はFELDA入植計画が伝統村落に与えたインパクトは想像以上に大きいと考えている。そのインパクトの量的分析は後段、統計数値によって明らかになるが、それ以外にFELDAは新しい中間農民階層（国民経済を全体的にみれば中産階層）を農業部門において形成して国民経済だけでなく、政治的、社

会的にも大きな影響を与えた点に注意を払う必要があると思われる。本章ではFELDAによる社会的意識変化の推移を十分に追うことはできないが、1960年代から起きたFELDA入植事業による農村一農村間人口移動の量と質の双方を分析することにより、マレーシア農業部門への経済的影響に関して評価を加えたい。

第1節 FELDA入植計画⁽¹⁾の実績概要

FELDAが今までどの程度入植計画を達成したか、まずその実績の概要からみることにする。第1表はFELDAの入植地で栽培されてきた作物の面積を各年度ごとに累計したものである。この統計をみると、栽培作物は最初ゴムに始まり、ついでオイル・パーム、砂糖きび、ココア、コーヒーの順になっている。1989年現在の作物別栽培面積の比率をみると、オイル・パームが72.6%と圧倒的に高い割合を占めているのが分かる。次いでゴムの栽培面積は全体の23.8%となっており、砂糖きび、ココア、コーヒーの割合はごくわずかにすぎない。

このように、FELDAはオイル・パーム栽培に特化しているといってよいほど高い比率を占めているが、これをマレーシア全体に占める比率でみると、一層FELDAのオイル・パーム生産の占める位置がよく分かる(第2表)。1987年時でみても、FELDAのオイル・パーム開発栽培面積は約50万ヘクタールで、この面積はすでにマレーシア全体のオイル・パーム栽培面積155万ヘクタールの約32%に達している。FELDAのオイル・パーム栽培のマレーシア全体に占める比率は、このように1975年頃から高くなっているが、しかしオイル・パームから取れるパーム原油生産量で比較するとマレーシア全体の25%を占めるにすぎない。このオイル・パーム栽培面積とパーム原油生産量の占める比率の落差はFELDAの生産するオイル・パームの果実の品質が低いことからきている。つまり、オイル・パームの果実の収穫時期は、パーム油の

第1表 作物別累計栽培面積(収穫可能)(1963~89年)

(単位:ヘクタール, かっこ内%)

年 度	ゴム	オイル・パーム	甘 蔗	ココア	オイル・パーム ココア混作	コーヒ一	合 計
1963	81						81
1965	639	1,083					1,722
1967	3,722	3,850					7,572
1970	23,670	15,894					39,564
1972	36,912	38,000	809				75,721
1975	44,416	85,257	3,995				133,668
1977	48,340	119,971	3,763	408			172,482
1980	69,023	196,507	4,173	1,650			271,353
1981	73,003	212,813	4,174	2,859			292,349
1982	82,992	224,365	4,117	3,899			314,673
1983	92,418	239,794	4,011	4,475			340,678
1984	96,664	263,339	4,118	6,900			372,021
1985	100,024	306,887	4,047	9,610			420,568
1986	105,279	331,682	4,187	12,516			453,664
1987	117,075	359,840	4,187	12,650			493,752
1988 ^①	186,087	537,289	5,118	21,024	1,378	806	751,702
1989	187,370	571,308	5,118	21,024	1,378	806	787,004
	(23.8)	(72.6)	(0.6)	(2.7)	(0.2)	(0.1)	

(注) 1988, 89年度の数字は開発栽培面積, 1963~87年は生産収穫面積。

(出所) 1) Tunku Shamsul Bahrin; Lee Boon Thong, *FELDA—3 Decades of Evolution*, クアラルンプル, FELDA, 1988年, 69ページ。2) FELDA, *Annual Report 1988*, 9ページ/*Annual Report 1989*, 13ページ。

品質と生産量に大きく影響するが, 民間エステートのオイル・パームの収穫作業は適期を厳守するシステムが確立しているのに対し, FELDAはまだ入植者が作業日程に従わない率が高いため⁽²⁾, こうしたパーム原油生産量の比率の低さになって現れているのである。

次にFELDAの作物栽培が1989年現在, 各州の計画地にどのように分布しているかをみてみよう。第3表がそれである。この表から分かる重要な特徴は入植計画地461カ所のうち, パハン州に176(38.2%), ジョホール州に82(17.8%)と半分以上(56%)が集中していることである。ついでヌグリ・スンビラン州とサバ州に各51(11.1%)の入植地が開発されている。ヌグリ・

第2表 オイル・パームの栽培面積とパーム原油生産量

——マレーシア全体におけるFELDAの占める比率——
(単位:ヘクタール, トン, かつこ内%)

	オイル・パーム栽培面積		パーム原油生産量	
	マレーシア	FELDA	マレーシア	FELDA
1960	54,634	— (—)	91,793	— (—)
1965	96,947	11,093 (11.4)	150,411	337 (0.2)
1970	300,607	64,992 (21.6)	431,069	23,689 (5.5)
1975	642,200	181,571 (28.3)	1,257,573	188,462 (15.0)
1980	1,023,306	308,118 (30.1)	2,575,582	591,048 (22.9)
1985	1,464,904	436,713 (29.8)	4,133,394	986,841 (23.9)
1986	1,564,699	470,016 (30.0)	4,543,808	1,102,242 (24.3)
1987	1,556,920	497,084 (31.9)	4,532,344	1,138,246 (25.1)

(出所) Tunku Shamsul Bahrin; Lee Boong Thong, *FELDA—3 Decades of Evolution*, クアラルンプル, FELDA, 1988年, Table 5. 2, 155ページ。

第3表 州別, 作物別栽培面積 (1989年現在)

(単位:ヘクタール, かつこ内%)

州名	計画地数	オイル・パーム	ゴム	ココア	コーヒー	砂糖きび	オイル・パーム, ココア混合	合計
パハーン	176(38.2)	243,345	50,487	8,416				302,248
ジョホール	82(17.8)	115,631	28,973	3,480				145,084
ヌグリ・スンビラン	51(11.1)	23,872	65,023	—				91,895
サバ	51(11.1)	74,778	—	9,128	806		1,378	86,090
トレングガヌ	26(5.6)	39,901	3,663					43,564
クランタン	24(5.2)	36,018	2,746					38,764
ペラ	22(4.8)	23,961	14,692					38,653
クダードー	11(2.4)	283	12,745			1,123		14,151
スランゴール	7(1.5)	9,460	3,033					12,493
ブルリス	3(0.7)	—	1,985			3,995		5,980
マラッカ	5(1.1)	842	4,023					4,865
サラワク	3(0.7)	3,217	—					3,217
合計	461(100.0)	571,308	187,370	21,024	806	5,118	1,378	787,004

(出所) FELDA, *Annual Report 1989*, Table 5, 13ページ。

スンビラン州の入植地は比較的早く1970年代に開発されているのに対し、サバ州の多くは80年の中頃に開発されている点に注意しておく必要があろう。

上記の入植地が多く存在する州と比較して、ブルリス州とサラワク州は3カ所(0.7%)の入植地しか開発されていない。またマラッカ州の5入植地(1.1%), スランゴール州の7入植地(1.5%), クダー州の11入植地(2.4%)と、これらの州ではごくわずかな入植地しか開発されていない。ジョホール州、パハーン州とはきわめて対照的な比率を示しているといえる。これはブルリス州やマラッカ州は耕作可能な農地面積が狭いうえに、すでに開発されたエstate農園が多いことを反映している。未開発地が相対的に少ない州ではFELDAの入植地数が少ないので当然といえる。しかし、サラワク州の3入植地という数字は、サラワク州自身が土地開発計画庁(Sarawak Land Development Authority: SALDA)を通じて、独自に入植計画を実施しているためである。

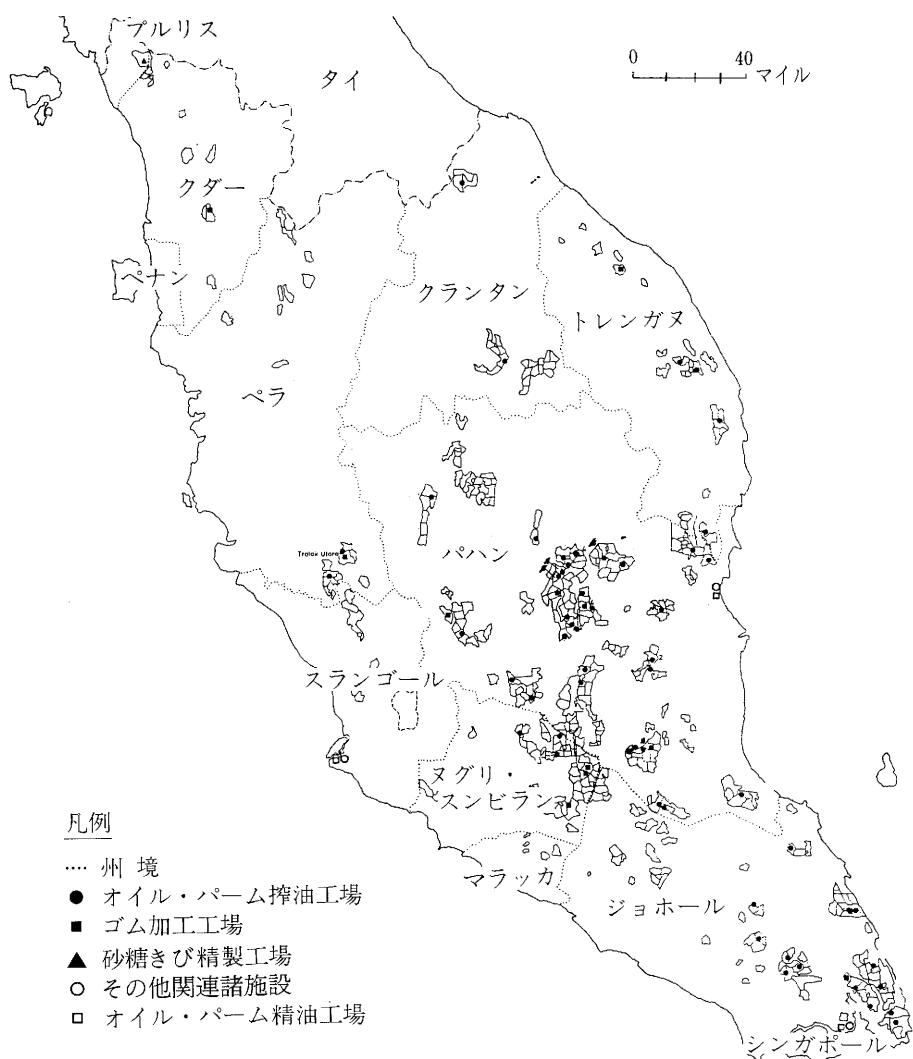
全体的にみて、半島ではFELDA入植地のこれ以上の開発はほぼ限界に達している。まだ未開発地が豊富にあるのはサバとサラワク両州だけであるが、この両州は半島各州とは異なる土地法が実施されているため、連邦政府も容易にはFELDA計画を推進できないでいる。なお、第1図でFELDA入植地と諸施設の分布を示しておいた。

第2節 FELDA入植者

——農村—農村間人口移動の実態と特質——

本節では、本章で最も重要な入植者の州間・州内移動の実態についてみてみることにする。まず第4表によって暦年の入植者(入植世帯: settler family)数をみるとしよう。FELDAが発足した1956年から74年までは4~5年間隔で入植者数を合計してあるが、89年現在で約12万世帯の入植者が入植を完了している。おそらく1991年の末までには13万世帯に達していることが予

第1図 FELDA入植地（半島マレーシア）と関連工場、諸施設の分布図
(1987年現在)



(出所) 第2表に同じ、付属地図より。

第4表 年度別FELDA入植者数と累計数

(単位:世帯)

年 度	入 植 者 数	累積入植者数
1956~59	791	791
1960~64	6,770	7,561
1965~69	10,839	18,400
1970~74	11,700	30,100
1975	4,397	34,497
1976	5,338	39,835
1977	6,229	46,064
1978	5,683	51,747
1979	5,987	57,728
1980	6,335	64,063
1981	6,500	70,563
1982	6,219	76,782
1983	6,030	82,812
1984	5,134	87,946
1985	6,401	94,347
1986	6,066	100,413
1987	6,097	106,510
1988	5,218	111,728
1989	7,565	119,293

(出所) 1) 第2表に同じ、80ページ。

2) FELDA, *Annual Report 1989*, 15ページ。

想される。年間の入植者をみると、1976年から88年まで平均して5000~6000世帯台の入植者を記録しているが、とくに89年は7500世帯台と多くなっている。

筆者の調査地の例 (Sungei Klah入植地, Trolak Utara入植地) をみても入植1世帯当たり平均5~6人であるから、12万世帯の入植者ということは総計60万人以上が入植している計算になる。

つぎに第5表と第6表によって、各州の入植者数を州内入植者と他州への入植者数(州間入植者数)でみてみよう。この両表からFELDA入植者による人口移動ないし農村からの労働力移動の基本的な傾向を知ることができよう。まず1957~76年までの入植者数を第5表で州別にみると、最も多く入植して

第5表 FELDA入植計画による州間、州内世帯移動統計（1957～76年）

州 名 ¹⁾	総入植世帯数(A)	州内移動		州間移動	
		世帯数(B)	B/A(%)	世帯数(C)	C/A(%)
ジ ヨ ホ 一 ル	8,783(24.8)	8,384	95.5	399	4.5
ク ダ 一	1,506(4.3)	1,451	96.3	55	3.7
マ ラ ッ カ	1,084(3.1)	982	90.6	102	9.4
ヌグリ・スンビラン	4,591(13.0)	3,627	79.0	962	21.0
パ ハ ヌ	13,380(37.8)	4,428	33.1	8,952	66.9
ペ ラ	2,441(6.9)	2,210	90.5	231	9.5
ス ラ ン ゴ ー ル	1,774(5.0)	1,368	77.1	406	22.9
ト レ ン ガ ヌ	1,830(5.2)	1,625	88.8	205	11.2
合 計	35,389(100.0)	24,075	68.0	11,312	32.0

(注) 1) 1957～76年の間はクランタン州は独自に入植計画を遂行していたので、この統計には入らない。

(出所) FELDA, *Settlers Census, 1976* およびFELDA職員からの情報（1978年）。

第6表 FELDA入植計画による州間、州内世帯移動統計（1977～83年）

州 名 ¹⁾	総入植世帯数(A)	州内移動		州間移動	
		世帯数(B)	B/A(%)	世帯数(C)	C/A(%)
ジ ヨ ホ 一 ル	10,837(25.2)	10,811	99.8	26	0.2
ク ダ 一	687(1.6)	687	100.0	0	0
ク ラ ン タ ン	748(1.7)	748	100.0	0	0
マ ラ ッ カ	241(0.5)	205	85.0	36	15.0
ヌグリ・スンビラン	8,006(18.6)	7,294	91.0	712	8.9
パ ハ ヌ	18,503(43.0)	12,883	69.6	5,620	30.4
ペ ラ	456(1.1)	456	100.0	0	0
ブ ル リ ス	454(1.1)	454	100.0	0	0
ス ラ ン ゴ ー ル	315(0.7)	315	100.0	0	0
ト レ ン ガ ヌ	2,800(6.5)	2,792	99.7	8	0.3
合 計	43,047(100.0)	36,645	85.1	6,402	14.9

(出所) Zaābah Hj. Mohamad; Addnan Din, "Internal Migration and the FELDA Experience," *Land Development Digest*, Vol. 6, No. 2, 1984年, 32ページより引用。

いるのはパハーン州の1万3380世帯となっている。この数は1957~76年の総入植者数3万5389世帯の37.8%に相当する。次いでジョホール州の8783世帯(24.8%)となっている。パハーンとジョホール両州で総入植者数の62.6%に達している。入植者10人のうち6人以上がパハーン州またはジョホール州のどちらかに来ることになる。これに対して、マラッカ州は3.1%，スランゴール州は5.0%の低率を示し、計画地数の州別分布率より若干高い比率となっている。しかし、州別入植者数の比率は計画地の州別分布率にほぼ照応しているといえよう。このことは次にみるように、入植者は一般的に出身州に入植している率が高く、州間で入植者が移動する割合は低いことを必ずしも意味していない。

たとえば、パハーン州の例をみてみよう。パハーン州は上述のごとく総入植者数の37.8%にあたる最も大量の1万3380世帯が入植しているが、うち4428の入植者世帯(33.1%)が同じパハーン州出身者による入植であるのに対し、残りの8952世帯の入植者(66.9%)は他の州から入植しているのである。このパハーン州のパターンは他の州においてはみることができない。ジョホール州の例をみると8783世帯の入植者のうち95.5%の8384世帯の入植者は同じ州内からの入植者であるのに対し、他州からの入植者は、わずか4.5%の399世帯にすぎない。クダー州については入植者は少ないが、比率についてはジョホール州同様、同州内入植者が96.3%と突出している。マラッカとペラ両州も入植者の州内移動の率が90%を超えており、アーチー・トレンガヌ州が88.8%，スランゴール州(77.1%)、ヌグリ・スンビラン州(79.0%)と両州が70~80%台を示している。

このように1957~76年のFELDAの入植者の州間移動はパハーンが他州から入植者を大量に受け入れている点に特徴がある。パハーン州にFELDA全体の州間移動入植者数1万1314世帯のうち8952世帯と、実に79.1%が集中しているのである。パハーン州は比較的人口稀薄で、未開墾のジャングルがまだ多く存在していたことが、こうした数字となって表れているのである。もう一点、入植者の州間移動について注意しておかねばならないのは州政府の強い立場

である。FELDAは自分自身の判断で入植者を各州間に配分することはできない。それは土地所有権の認可とその払下げは州政府の管轄下にあるからである。州政府は当然、FELDA入植者を自州から選ぼうとする。しかし、すでに未開墾地が少なく、入植地の開発が限界に達しているため、FELDAは連邦政府を通じて入植申請者の多い州からの入植者を、余裕のある州が受け入れるよう交渉するのが通例である。パハーン州に他州からの入植者が多数いる背景には、こうした交渉があったことに注意を払っておくことが必要である。

しかし、こうしたパハーン州の役割は次の1977～83年の7年間の入植者の州間移動をみると、大きく変化していることが分かる。第6表をさらに詳しくみると、パハーン州は1977～83年の7年間で1万8503世帯の入植者を受け入れ、この間の全入植世帯数4万3047世帯の43.0%に達している。これは1957～76年の20年間に受け入れた入植者数1万3380世帯を大きく上回った。ジョホール州は1977～83年に25.2%の1万837世帯を入植者として受け入れている。従って両州合せて68.2%と全体の7割近くを受け入れており、1957～76年の62.6%を5ポイント上回っているのは、パハーン州とジョホール州のFELDA入植地計画における役割の重要性がますます大きくなってきていていることを示している。州入植世帯数の全入植世帯数に占める比率が低下した州として、クダー州の4.3%から1.6%，マラッカ州3.1%から0.5%，ペラ州6.9%から1.1%，スランゴール州5.0%から0.7%となっている。これに対してヌグリ・スンビラン州は13.0%から18.6%，トレングヌ州が5.2%から6.5%とわずかながら上昇している。この傾向は各州に未開墾地がどのくらいあるかを如実に反映した数字といってよい。

ところで州内、州間入植世帯移動の比率をみると大きく変化してきている。パハーン州では前回の1957～76年の入植者州内移動は33.1%にすぎなかったのが、77～83年で69.6%と一挙に倍以上の1万2883世帯が同州出身者の入植世帯によって占められている。州内移動入植世帯数は1977～83年間では3万6645世帯であるからパハーン州はそのうちの35.2%を占めていることになる。またパハーン州は第5表の1957～76年では同州内総入植世帯数の66.9%と70%

近くを他州から受け入れているのに対し、77～83年では30.4%（5620世帯）と半減している。これはFELDA入植地に対するパハーン州政府の政策変更を意味している。30年近くに及ぶFELDAの入植地の開発により、未開拓地の宝庫を誇っていたパハーン州も未開拓地が少なくなり、他州からの入植者を受け入れる余裕がなくなり、自州出身の入植者を優先せざるをえなくなってきたのである。こうした傾向は他州においてもはつきりみることができる。クダー、クランタン、ペラ、ブルリス、スランゴールの各州では他州からの入植者が全くないのである。

その結果、1957～76年間は32.0%の州間入植世帯移動率を示していたのが、77～83年では14.9%と半分以下にその比率は低落している。半島マレーシアの各州では、FELDA入植地計画による他州出身者を受容する余裕が、未開墾地の減少でできなくなってきたことが第5表と第6表を比較すると理解できよう。

ところで、FELDA入植者の出身州別分類と入植者の州別受入れ状況を1987年、89年でみると、どうなっているであろうか。それを次の第7表によつてみることにする。この表は1967年、76年、86年の各年における出身州別入植者数と比率を示し、さらに87年と89年時における州別入植計画地数（この数字は第5、6表が入植予定計画地まで含めているのに対し、入植完了計画地のみを表しているため、計画地数が少なくなっている）と入植者受入れ数とその全体に占める比率を示したものである。

この表から分かる重要な事実は、各州ともFELDA計画地への入植者数についてみると、同州出身者と受入れ数との間の差異が第5、6表より比較的小さくなっていることである。

第7表にはサバ、サラワクの数字も含まれているが、計画地と入植者数は全体の1%にも達していないから、この表からFELDA入植者の労働力移動の側面を半島マレーシアに限定してみるとできると考えてよかろう。そこでまず、出身州別入植者数をみると1986年現在では10万世帯余が入植しているが、そのうちパハーン州が24.6%，ジョホール州が25.2%となっている。

第7表 出身州別FELDA入植世帯数と比率(1967, 76, 86各年累計)および87, 89年における州別計画地数と入植受入れ世帯数

(単位:世帯)

州名	出身州別入植世帯数と比率(%)			州別入植地と入植受入れ世帯数 ¹⁾ (1987, 89年)		
	1967	1976	1986	計画地 (カ所)	入植受入れ世帯数	比率(%)
ジョホール	3,650 (31.5)	9,350 ²⁾ (26.7)	25,270 (25.2)	64	25,671	24.1
クダ一	1,153 (10.0)	3,138 (9.0)	5,180 (5.2)	10	3,143	2.9
クランタン	215 (1.7)	1,792 (5.1)	4,185 (4.2)	7	2,573	2.4
マラッカ	896 (7.7)	2,150 (6.1)	2,694 (2.7)	5	1,328	1.3
ヌグリ・スンビラン	1,425 (12.3)	4,035 (11.5)	14,326 (14.3)	48	16,534	15.5
パハン	1,013 (8.8)	4,550 (13.0)	24,749 (24.6)	109	41,735	39.2
ペナン	399 (3.5)	898 (2.6)	959 (0.9)	—	—	—
ペラ	941 (8.1)	3,959 (11.3)	9,051 (9.0)	16	5,359	5.0
ブルリス	54 (0.5)	338 (1.0)	1,241 (1.2)	3	891	0.8
サバ	—	—	198 (0.2)	3	893	0.7
サラワク	—	—	—	7	322	0.3
スランゴール	695 (6.0)	2,638 (7.5)	5,671 (5.6)	4	2,160	2.0
トレングガヌ	1,013 (8.8)	2,183 (6.2)	6,889 (6.9)	20	6,794	6.4
不明	123 (1.1)	—	—	21	8,090	6.8
合計	11,577 (100.0)	35,031 (100.0)	100,413 (100.0)	289	106,510	100.0
				321	119,293	

(注) 1) 上段の数値は1987年末、下段の数値は1989年末の数値である。

2) 同じ年の入植者数でもどの月で数値をとるかによって統計数字が異なる場合がある。

この第7表の1976年の出身州別入植者数が第5表のそれと異なるのはそのためである。

(出所) (1) 第2表に同じ、Table 3. 6, 82ページ。

(2) FELDA, *Annual Report 1989*, Table 8, 17ページ。

この両州にヌグリ・スンビラン州の14.3%を加えると上記3州で64.1%となり、入植者の3分の2近くが3つの州の出身者から構成されていることになる。次いでペラ州の9%，トレングヌ州の6.9%，スランゴール州の5.6%，クダー州の5.2%の4州の合計が26.7%となる。残りの5%以下の各5州の入植者出身比率を合計すると9.2%にすぎない。

したがって、FELDA計画地への入植者を出身州別に分類すると、3つのタイプの州に分類することができる。14~26%までの高い比率を占める3州と、中位の5~9%を占める4州、それと入植者が最も少ない5%以下の構成比率しか占めない5州となっている。それを分かりやすいようにまとめてみると次の第8表のようになる。

この第8表からFELDA入植計画地が各州の農民、漁民、農業労働者などの労働力移動をどのように引き起こしてきたか、きわめてはっきりと特徴がつ

第8表 州別入植者数比率と受入れ比率との比較

(%)

グループ		(A) 同州出身入植者 1986年	(B) 入植者受入れ率		計画地数 ²⁾ 1989年
			1987年	1989年	
(イ)	ジョホール	25.2	24.1	24.7	20.0
	パハーン	24.6	39.2	37.9	42.9
	ヌグリ・スンビラン	14.3	15.5	14.9	12.4
(ロ)	ペラ	9.0	5.0	5.2	5.4
	トレングヌ	6.9	6.4	6.8	6.3
	スランゴール	5.6	2.0	2.2	1.7
	クダ一	5.2	2.9	2.7	2.7
(ハ)	クランタン	4.2	2.4	2.9	5.9
	マラッカ	2.7	1.3	1.1	1.2
	ブルリス	1.2	0.8	0.7	0.7
	ペナン	0.9	—	—	—
合計		99.8 ¹⁾	99.6	99.1	100.0

(注) 1) 合計数値が100%に達しないのはサバ州の数値を含めていないため。

2) 計画数はサバ州の計画地を含めないで計算した。

(出所) 第6表、第7表より筆者作成。

かめよう。たとえば、1986年の入植者出身州別比率(A)と87年の入植者受入れ比率(B)を比較すると、次のことが分かる。比較年次が1年異なるので必ずしも正確を期し難いが、比較することは可能であり、大体の傾向値を把握することができる。この2つの数値の比較によると、ジョホール州、ヌグリ・スンビラン州、トレングガヌ州、クダー州の各4州はAとBの比率がほぼ同じであることが分かる。このことは、これらの州の入植者がほぼ同州内の入植地に吸収されていることを意味している。また、ジョホール州出身の入植者は若干他の州に吸収されており、ヌグリ・スンビラン州は若干他州からの入植者を受け入れていることが数値から読みとれる。この4つの州は、FELDA入植者については同州内吸収型が特徴であるといえよう。

これに対して、パハーン州はAよりBの比率が圧倒的に高い。これはパハーン州内の入植地は他州出身の入植者によって占められている比率がきわめて高いことを意味している。FELDA入植者はほとんど各州からパハーン州に入植していることが、他州ではどこでもAの数値がBの数値より高いことから分かろう。さらにいえば、FELDA入植計画はパハーン州が牽引車となって入植者を受け入れ、大量の農村—農村間労働力移動が起きてきたのであり、他の4つの州では同州内吸収という形で入植者が移動し、また、他の8州ではパハーン州に移動したというパターンが明確になったといえよう。

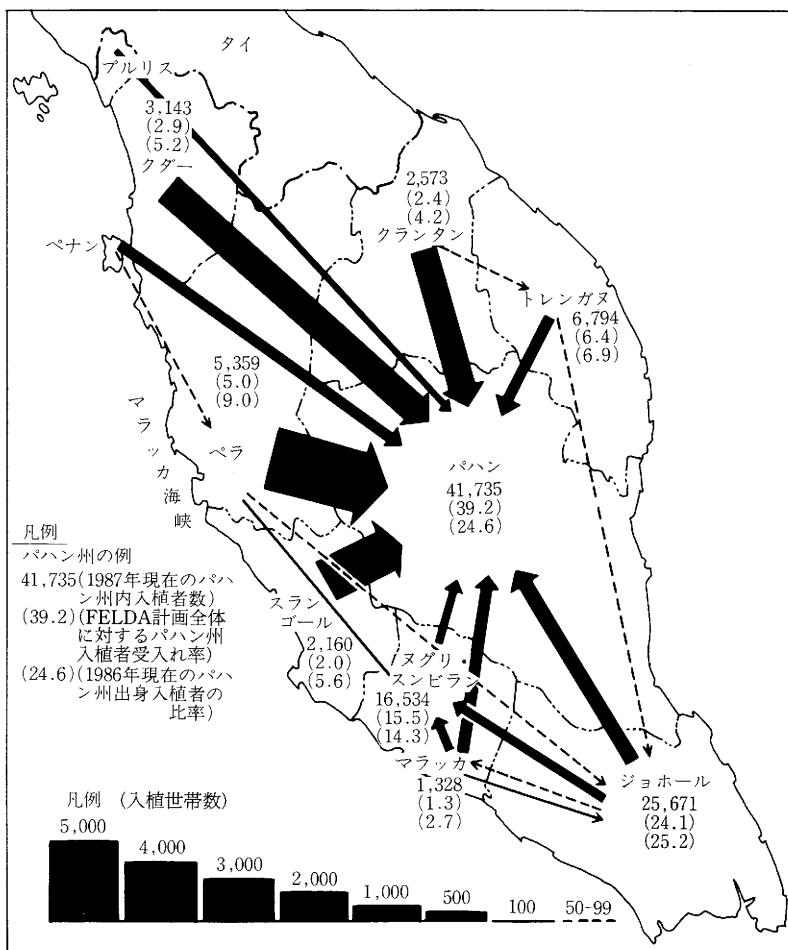
これを図式化すると第2図が得られる。

ところで、FELDA入植計画は農村—農村間労働力移動として位置づけられているが、これを1970~80年間に半島マレーシア内に起きた人口移動と比較すると興味深い図が得られる(第3図)。この第3図からもパハーン州への人口移動の状況が分かろう。

FELDA入植地計画による労働力移動ないし人口移動を半島マレーシア全体における人口移動のなかで位置づけ、その特色を簡単にここで触れておくことにする。1980年人口センサスによって70~80年の全マレーシアの人口移動をみると、10年間の人口移動約260万人のうち65.6%がマレー人を主要部分としたブミプトラ(Bumiputra—“土地の子”の意)。NEPはブミプトラ優先を軸と

第2図 FELDAの入植者移動累計値（1987年現在）

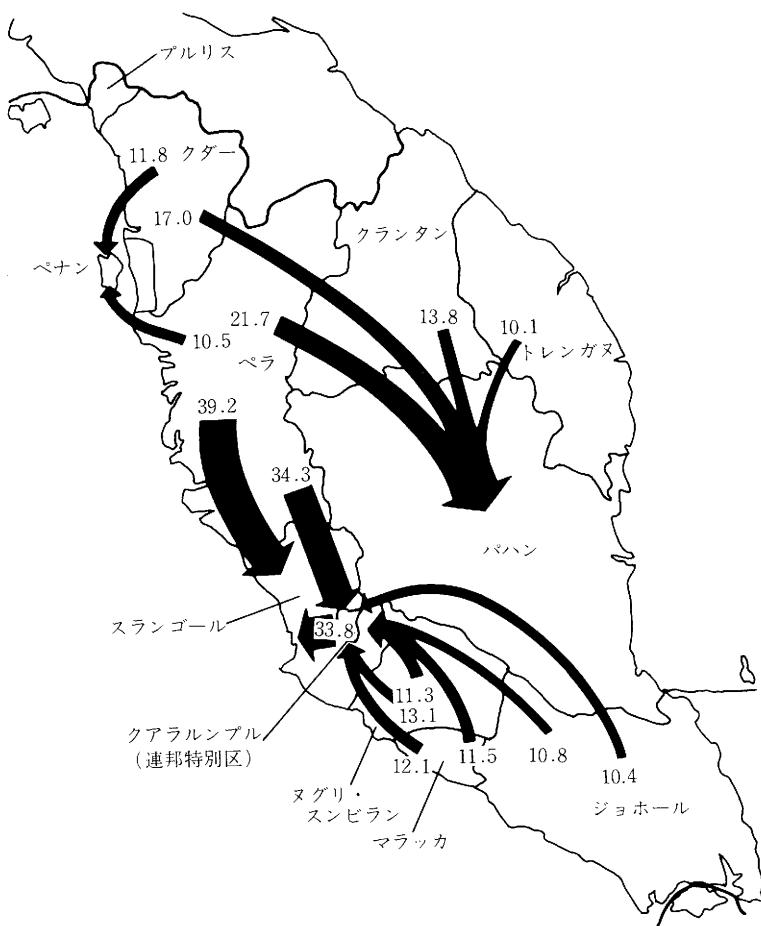
(単位：人)



(出所) 第2表に同じ, Figure 3.2, 84ページより筆者作成。

第3図 半島マレーシアにおける州間純人口移動（1970～80年）

(単位：1,000人)



(出所) Department of Statistics Malaysia, *General Report of the Population Census 1980*, Vol. 1, クアラルンプル, 1983年, Figure 5.3, 73ページ。

第9表 1970～80年における全マレーシアの人口移動
(単位: 1,000人, かつて内%)

人口移動源	人口移動先		
	都市地域へ	農村地域へ	合計
全人口	都市地域から	544.0(21)	477.3(18)
	農村地域から	410.2(16)	1,168.8(45)
	合計	954.2(37)	1,646.1(63)
ブミプトラ	都市地域から	242.0(14)	279.2(16)
	農村地域から	279.9(16)	904.8(53)
	小計	521.9(30)	1,184.0(70)
華人	都市地域から	236.3(38)	141.1(22)
	農村地域から	98.4(16)	154.2(24)
	小計	334.7(54)	295.3(46)

(出所) Department of Statistics, Malaysia, *General Report of the Population Census 1980, Vol. 1*, クアラルンプル, 1983年, Table 5.12, Table 5.18より筆者作成。

して実施されたためブミプトラ政策ともいわれる)によって占められており、華人やインド人より人口移動の規模と比率が高いことに注意しておこう。それもブミプトラの人口移動は農村から都市より、農村から農村へ移動していくパターンが圧倒的に高いことが第9表からも分かろう。ブミプトラの人口移動の約53%が農村から農村へのパターンである。これは華人の人口移動の38%が都市から都市へのパターンによって占めているのと比べ対照的である。

マレーシアの人口移動を全体的にみると、農村一農村間人口移動が45%を占めており、この点にマレーシアの人口移動の特徴があると指摘しておきたい。それではつぎに、農村一農村間人口移動117万人のうちFELDAはどのくらいの率を占めているかを推論してみよう。前述のようにFELDAの入植者は1989年現在で約12万世帯である。しかし、FELDA入植者は挙家離村であるから平均世帯当たり5～6人の人口移動を伴うとすると、FELDAは1989年現在で約60～70万人が農村一農村間移動したことになる。その他、FELDA入植地には多数の付帯的な人口移動を伴うので、さらに農村一農村間人口移動

第10表 FELDAグループの下部組織団体別被雇用者数（1957～87年）
(単位：人)

年度	入植地職員	地域事務所	FELDA 本 部	合 計	FELDA 企業グループ	FELDA 合弁会社	総 合 計
1958			10	10			10
1960	24		20	44			44
1965	622	43	109	774			774
1970	1,774	78	388	2,240			2,240
1972	2,466	209	548	3,223	303		3,526
1975	3,506	245	614	4,365	3,126	576	8,067
1976	3,881	274	659	4,814	3,842	1,033	9,689
1977	4,228	489	679	5,396	4,288	764	10,448
1978	4,521	540	726	5,787	5,633	575	11,995
1979	4,969	686	793	6,448	6,636	823	13,907
1980	5,366	911	782	7,059	7,188	705	14,952
1981	5,554	1,077	754	7,385	9,093	854	17,332
1982	6,090	1,020	725	7,835	10,039	892	18,766
1983	5,947	1,099	716	7,762	10,444	990	19,196
1984	5,876	1,143	725	7,744	11,611	1,336	20,691
1985	5,990	1,149	737	7,876	12,407	1,325	21,608
1986	6,292	1,285	757	8,334	12,092	1,244	21,670
1987	6,270	1,268	757	8,295	12,338	1,257	21,890

(出所) 第9表に同じ、Table 7.8, 223ページより作成。

数は増加すると推測してよい。

たとえば、第10表によってFELDAの農産物を加工する製造業グループ全体の被傭者数をみると2万2000人近くに達している。このなかには世帯をもっている者が多く、しかもFELDAの企業は入植地内に位置することが多いので、FELDA全体で70～80万人近い人口がFELDA入植地計画によって移動していると考えられる。もし、この推定が正しいとすれば、農村一農村間人口移動の約60～70%近くがFELDAによってもたらされていることになる⁽³⁾。

また各州の純人口流入数を第11表でみると、スランゴール州の高い数値は工業化の発展による人口吸収であることはいうまでもない。それに対して、連邦領の位置するスランゴール州について高い人口流入を示しているパハン

第11表 半島マレーシアの州間人口移動（純流入）
(単位：1,000人)

州名	1970～80年 ¹⁾	1981～85年 ²⁾
ペラ	-104.4	-91.2
クダ一	-58.3	-50.3
マラッカ	-33.0	-28.6
クランタン	-32.2	-25.4
ヌグリ・スンビラン	-21.5	-19.4
ジョホール	-9.6	-12.5
トレングガヌ	-3.0	-2.5
ペナン	2.6	-2.3
ブルリス	-0.1	-0.6
クアラルンプル	69.5	35.6
パハン	94.8	77.4
スランゴール	128.6	107.6

(注) 一印は純流出人口。

(出所) 1) Department of Statistics, Malaysia, *General Report of the Population Census, 1980, Vol.1, Table 5.10*, 69ページ。

2) Malaysia, *Fifth Malaysia Plan*, 170ページ。

州は、FELDAを中心とする農村—農村間人口移動が激しく1971～90年のブミプラ政策下で起きていることが分かる。一般的に発展途上国は農村から都市への人口移動がどの国でも高い比率を示しているのに対して、マレーシアではきわめて珍しい農村—農村間人口移動が高い比率を占めているのは、FELDA入植計画にその第1の原因があるといってよい。そのほか、政府機関による地域開発計画は、大規模な土地開発事業または入植事業が行われている。さらに州政府による公営の農園開発事業も未開発地に余裕のある州では実施されており、それら計画地に大量のマレー人下層労働者(農業労働者、漁業労働者または日雇などさまざまな職業に従事する社会下層の雑業層と、インドネシアからの移民もここに入る)が移動したからである。

農村—農村間人口移動を増加させているもうひとつの要因は、統計処理上の問題である。マレーシア政府は工業化の地方分散化を図るために、工場団地を各州の小都市周辺に多数造成し、1986年現在で101カ所の工業団地と自由

貿易地域 (free trade zone: FTZ) が指定されている。これに伴いマレー人労働者が工業団地周辺の農村地域周辺から雇用されるようになった。そして、これら工業団地が存在する周辺部は農村地域として、統計上、分類されているのである⁽⁴⁾。農村—農村間人口移動といつても、伝統村落間の人口移動ではなく、伝統村落→入植村、伝統村落→工業団地周辺等々、いろいろなタイプがあることを認識しないと誤解を生ずることに注意しなければならない。

第3節 FELDA入植者の選定システム

——入植者の出身背景——

次に、このように大量な農村—農村間人口移動の根幹をなすFELDA入植者の申請、選択、決定はどのように行われていたのであろうか。また選択された入植者の出身階層はいかなる背景をもったものが多いのであろうか。1970～91年の20年間あるいはその前から生起していた農村—農村間人口移動の社会・経済的背景の本質を見極めるにはこの問題を避けて通るわけにはいかない。

そこでまず、FELDAが入植者を選定する際の規準はどのようなものであり、また、どのような政治・社会、あるいは経済的意味をもっていたかを解明することから始めることにしよう。

FELDA当局が入植者を選択ないし選定するとき採用した規準は「ポイント・システム」といわれるものである。この「ポイント・システム」は幾回となく変更されてきた。このことはFELDA入植者として選定する際に、どのような経済・社会的背景をもった者が望ましいかが議論され、そのつど選定規準が変化してきたということである。FELDA計画の入植者選定規準である「ポイント・システム」を吟味することは、この意味において重要である。そこでまず、第12表によってFELDAが発足当初、入植者の選定のために採用していたポイント・システムをみることにしよう。

第12表 入植者の選択ポイント・システム (1961, 65年)

選 択 規 準 ¹⁾	最 高 点	
	1961	1965
申請者の年齢	20	10
既婚者、できれば子供もいる	20	10
土地なし農民または1ヘクタール以下の農地保有者	20	10
農業の歴史の有無	20	10
肉体的な適性	20	10
合 計	100	50

(注) 1) このほかの規定として入植申請者はマレーシア市民 (Malaysian citizen) または州民 (state nations) であることが要求されている。

(出所) 第2表に同じ, Table 3.1, 75ページ。

この第12表でみると、当初は選定規準がかなり曖昧であったことが分かる。たとえば、年齢を問題とする項目では「申請者の年齢」とあるだけで、年齢によって具体的な点数を決めるところまでできていないことが分かる。結婚と子供の有無についても同様の曖昧さが窺える。興味あるのは農地の有無について、1ヘクタール以下の土地保有者を有資格としている点で、その者には1961年で20点、65年では10点という評価規定を定めている。その他、農業歴の有無、肉体的適性などといった、インタビューをする者の価値判断によってかなり恣意的に点数が決定されるポイント・システムになっていたことがこの表から判断される。

1959年パハーン州にビルート谷 (Bilut Valley) FELDA入植地が開発される前までは、入植者の選定規準は各州政府によりまた入植地ごとに異なっていた。しかし、他方では一般的なガイドラインが審査委員会の勧告に基づいて作成されていた。それによると「地方自治体 (local authority)。具体的には各州の郡事務所 <district office> は入植者の選定にあたっては、入植地で開発栽培される作物に対して必要な農業技術的背景をもち、入植者として成功するような者を選定することが望ましい」とされている⁽⁵⁾。

ようするにFELDAは当初、誠実でしかも積極的に入植事業に協力・努力

し、新しい社会を新しい土地に創造する能力と意志をもつ者、というような理想的ではあるが抽象的な選定規準しかもたず、実際の入植者の選定は各入植地ごとに任せていたのである。しかし、FELDAの入植目的が、農村地域の貧農と土地なし農民を救済し、かれらに土地を与えることによって自作農を創設することにあったことはいうまでもない。ところが、抽象的で曖昧な選定規準や選定者（地方の有力者や役人）の政治的判断により、本来入植者として不適格な農民も選定されるケースに対する多くの苦情が聞かれるようになり、1961年から初めてポイント・システムが導入されたのである。

1961年の選定ポイント・システムは土地なし農民で35歳の既婚者、多数の子供をもち、農業技術的背景、経歴、経験を十分にもった者に100点を与え、50点以下の者を自動的に失格としたのである。このシステムは1964年まで利用されたが、65年からは100点満点を50点満点とし、25点以下の申請者を失格とする新しいポイント・システムに変更された。1966年にはさらに「著しい犯罪歴がないこと」という条件が付け加えられた。また年齢については28～30歳の者に最高点が与えられるように改正された。子供の数については1人1点とし最高5点までとした。また、土地所有規模については所有地なしを5点とし、漸次所有面積が増加するにつれ減点となり、1ヘクタールで零点というシステムに改正されている。そして最高資格者を30点とし、15点以下の申請者を失格とした。

この新しい選定ポイント・システムは第13表に示すごとく、1967年より実施されている。その後、1968年には若干変更が加えられたが、69年には種族暴動（5月13日）後に設置された、国家運営委員会（National Operational Council: NOC）の要請により、年齢に重点をおいたポイント・システムが導入されている。国家運営委員会はFELDA入植計画地への申請者の年齢を18歳から35歳に限定し、在郷軍人には40歳までとする方針を打ち出している。FELDAはこうした国家運営委員会の意向に応じ、23歳から26歳までの申請者に最も高いポイントを与える方式を打ち出した。その理由は、この23歳から26歳の間に最も失業者が集中しているからだとしている。新しく採用された

第13表 FELDA計画の入植者選定規準（ポイント・システム）（1967年）

年 齢		子供 の 数		土地所有面積		Trade	
歳	点	人	点	エーカー	点	skill	点
21	3	5	5	0	5	ゴム	4
22	4	4	4	0.5	4	オイル・バーム	4
23	5	3	3	1	3	その他	1
24	6	2	2	1.5	2	組合せ・最高点	10
25	7	1	1	2	1		
26	8						
27	9						
28~30	10						
31	9						
32	8						
33	7						
34	6						
35~37	5						
38	4						
39~40	3						
41~42	2						
43以下	1						

(出所) 第2表に同じ, Appendix II, Settler Selection point System (1967)。

第14表 FELDA入植者選定のための新年齢（ポイント・システム）
(1969年より)

年 齢	ポ イ ン ト	年 齢	ポ イ ン ト
18	5	29	7
19	6	30	6
20	7	31	5
21	8	32	4
22	9	33	3
23~26	10	34	2
27	9	35	1
28	8	36~(40)	1 (在郷軍人)

(出所) 第2表に同じ, 76ページ。

第15表 入植者選定ポイント・システム（1974～現在まで）

適性要因	夫	ポイント	満点	妻	ポイント	満点
健 康	優秀	6	6	優秀	6	6
	普通	5		普通	5	
	あまり健康でない	2		あまり健康でない	2	
	肉体的に不可能	0		肉体的に不可能	0	
教 育	中学校1年以上	4	4	中学校1年以上	4	4
	小学校（4～6年）	2		小学校（4～6年）	2	
	その他通学、読み書きの能力	1		その他通学、読み書きの能力	1	
技 能	商売技能	2	6	商売技能	1	3
	理髪技能	2		洋装技能	1	
	仕立て技能	2		刺しゅう／編み物技能	1	
	手細工技能	2		織り物技能	1	
	大工技能	2		手細工技能	1	
	メカニック技能	2				
	ゴム園tapperその他	2				
	オイル・パーク園労働者	2				
	農民、漁民	8				
	在郷軍人、鉱山労働者	5				
経歴	木材伐出し人、労働者	3	8			3
	運転手、事務員その他	3				
	3人以上	3				
子供の数	2人	2	3			13
	1人	1				
合 計			27			

(出所) 第2表に同じ、Appendix III。

年齢ポイント・システムは第14表のごとくである。

現在採用された入植者選定ポイント・システムは1974年から実施されたものである（第15表）。この方式はそれまでのものと比較すると、かなり複雑になっている。その内容を簡単に説明しよう。新方式の第1の特徴は、ポイント・システムが入植申請者（夫）だけでなく妻も評価の対象となったことである。夫婦合計で40点満点、うち夫は27点、妻は13点となっている。妻への評価が重視されることにより、離婚の際には入植中に蓄積した財産の半分は妻が請求する権利があることになったといわれる。ただし、離婚慰謝料が月賦払いの場合、その額は150リンギットを超えない額にするとされている⁽⁶⁾。

これまでの入植者選定ポイント・システムをみると、2つの大きな原則から成り立っていることが分かる。第1は「適性規準」（suitability criteria）で

あり、この規準では入植者の職歴が考慮される。第2は「必要規準」(need criteria)である。この規準では家族の規模や土地所有規模が条件として考慮される。FELDAの入植者選定にはこのような条件を備えた者を選び、最終的には自作農の創設と育成を目的としたものであったといえよう。

あまりにも年を取っているものは、他の条件において適格であっても入植者として選定されない。たとえば、50歳で農業の経験があり肉体的に頑強でもFELDAからの開発費用の返済には15年間を要し、またゴム樹は生産可能になるまで栽培し始めてから7年かかるからである。当初は50歳の農民も選択されたケースがあったが、結局はこうした諸点を考慮して、次第に若い入植申請者への選択に傾いていった。35歳という申請者の年齢制限はこうした視点から決定されたものであるが、1983年にはパハーン州で、上限年齢制限を40歳まで引き上げられた例がある。これは申請者が不足し始めたためである。

またFELDAは広く入植者を選定するため、単に農民や漁民だけでなく種々の技能をもつ者も選択してきた。しかし、実際に入植した者の入植前職歴をみると農業関係の職業に従事していた者が多いのが分かる。FELDAの入植者全員の入植前職歴に関する調査が入手不可能なので、ここでは散見す

第16表 FELDA入植者の入植前職歴分類（1982, 83年）
(単位：人)

入植前職歴	1982年		1983年	
	人數	比率(%)	人數	比率(%)
米作農民	730	11.5	1,235	18.9
ゴム小農	894	14.1	885	13.6
ココナツ小農	158	2.5	146	2.2
漁民	437	6.9	484	7.4
エステート労働者	663	10.4	295	4.5
農業労働者	1,421	22.4	1,516	23.2
その他の ¹⁾	2,049	32.2	1,977	30.2
合計	6,352	100.0	6,538	100.0

(注) 1) 多数を占める在郷軍人を含む。

(出所) 第2表に同じ、Table 3.2, 77ページより。

るいろいろなデーター・ケースからみてみよう。そこでまずFELDAのデーターからみる。第16表がそれである。

この表は1982年、83年のFELDA入植者の入植前職業を分類したものである。このなかで、最も多い職業は農業労働者22.4%(1982年), 23.2%(83年)となっている。ついで、ゴム小農と米作農民がほぼ同じくらいの比率でこれにつづいている。問題は「その他」のなかにどのような職歴をもった入植者が含まれているかであるが、これには注にあるように在郷軍人が多く含まれていると推測される。というのはFELDAは兵役から帰村した者を優先して、14エーカーと最も規模の大きい入植地に入植することを決定しているからである。マレー農民が兵隊に行くことは頑強な若者にとっては、1960年代と70年代前半では、恰好の就職の機会であった。しかし、一定期間後帰村したとき定職がなければ、また失業者として農村に滞留することになり、FELDAはそうした状況を緩和するために在郷軍人を優先して入植させる方針をとっていたのである。

また、あるFELDA入植者の調査において⁽⁷⁾も退役軍人の数が9.4%に達し

第17表 入植者の入植前転職分類（トウロラック・ウタラ入植地、1976年）

職業	入植者数	比率(%)
商業	14	3.6
米作	191	48.6
漁業	13	3.3
ゴム採液	79	20.1
オイル・バーム・エステート労働者	17	4.3
退役軍人	15	3.8
日雇労働者	56	14.2
および雑業従事者	8	2.0
合計	393	100.0

(出所) FELDA Settlers Census, "Survey on Household and Socio-Economic Condition of FELDA Settlers (October-November 1976)," Institute of Pembangunan Tanah & Jabatan Memproses Data, FELDA, 1978年, 第5・1・6表, 282ページより筆者作成。

ていることから、FELDA入植者のなかでの彼らの位置づけが分かろう。なお、筆者が調査したTrolak Utara入植地（第1図参照）での入植前職歴についての聴取り調査結果では退役軍人の比率は3.8%とごくわずかであった（第17表）。

しかし、全体的にみれば退役軍人、または在郷軍人のそのほとんどは帰村しているといってよく、そのことを考慮すれば、FELDA入植者の圧倒的多数が、農村または農業関係者から流出しているといってよい。しかも、彼らの多くは1ヘクタール以下の土地所有であるか、または全くの土地なし農民および漁民、ゴム園労働者である。こうしたことから、FELDA入植者はかつて入植前は伝統村をはじめゴム園や漁村における下層出身者といって間違いかろう。生産水準の停滯性とイスラーム的または慣習的な均分相続による零細的土地所有、あるいは農外就業の機会の稀少性から、彼らは競ってFELDA入植計画に申請してきたのである。

しかし、ここでひとつ注意しなければならないのは、マラッカやヌグリ・スンビラン、クダー州のように未開墾地がすでに少なくなっている州では、FELDAはこれから入植地を開発できないため、農村に滞留している潜在失業者は、クアラルンプルやペナン、ジョホール・バルさらにはシンガポールなどに流出し、工場労働者や建築日雇労働者になる者が多い。FELDAに入植できる者はマレーシアの農村では社会のより上層に転身できる機会としてみなされているのであって、その幸運を摑めない農民が多くいることを忘れてはならない。

第4節 FELDA入植者の所得水準 ——中間階層の形成——

では、12万世帯を超えるFELDA入植者はどの程度の所得を得ているであろうか。入植者は各入植地によって、与えられる栽培面積は6～14エーカー

と異なるので、当然そこから得られる収入額も異なることになる。また、ゴムとオイル・パームなど、栽培作物によっても収入が異なるが、ここではFELDA入植地総数の90%を占める2つの栽培作物、つまりゴムとオイル・パームに限定してみることにする。

第18表をみてみよう。この表は入植者の月収を年度別、作物別、栽培面積別にみたものである。入植者1世帯当たりの平均的な純月収であるから、可処分月収と考えてよいであろう。純月収額は当然、栽培規模が大きくなるにつれ、多くなっている。年によっては例外的に栽培面積の小さい入植者の方が月収が多いケースもみられるが、その原因は不明である。しかし、傾向値として栽培面積に比例して月収が増加しているといってよい。またゴムとオイル・パームを比較すると、年によって異なるが4ヘクタール入植地でオイ

第18表 入植者の作物別、栽培面積別純月収
(単位: リンギット、ヘクタール)

	ゴム栽培面積					オイル・パーム栽培面積		
	2.4 (6) ¹⁾	2.8 (7)	3.3 (8)	4.0 (10)	4.8 (12)	4.0 (10)	4.8 (12)	5.7 (14)
1979	451	445	561	342	395	805	1,085	1,230
1980	471	457	523	374	606	709	860	864
1981	458	449	527	451	756	632	712	847
1982	333	369	430	412	837	614	758	757
1983	415	443	529	459	1,123	748	868	1,018
1984	460	456	529	493	1,183	1,202	1,401	1,720
1985	366	371	423	429	1,010	885	764	1,203
1986	333	368	415	409	916	376	359	379
1987	377	432	527	575	1,311	520	514	580
1988	528	532	706	817	672	859	789	1,179
1989	477	384	572	1,297	761	668	619	874
(入植世帯数) 1989年12月現在	4,816	4,003	8,261	4,647	431	30,097	414	2,094

(注) 1) かっこ内の数字はエーカー表示による栽培面積。

(出所) 第1図に同じ、Table 3. 8, 91ページより筆者作成。

1988, 89年の統計数字はFELDA, *Annual Report, 1989*, Table 13, 23ページより、この統計表では栽培面積4.0(ヘクタール)は4.1, 4.8(ヘクタール)は4.9となっている。

ル・パーム入植者はゴム入植者の1.5～2倍以上の月収を得ているといえる。もっとも1986、87年のように国際市場価格が下落した場合には、ゴム入植者より月収が劣る場合もあるが、平均してオイル・パーム入植者の方が栽培面積が同じ場合で、ゴム入植者より多くの月収を得ている。

この統計でもう一点注意すべきことは、入植地によってはゴム8エーカー、オイル・パーム2エーカーというように栽培作物を組み合わせさせている場合もあることである。そのようなケースでは計算はやや複雑になるが、こうした2つ以上の栽培作物を作っている入植地の数はあまり多くないので、この表から入植栽培地のみからの平均的な月収が推定できると考えられよう。

しかし、入植者の収入はゴムやオイル・パームの栽培地のみからとは限らない。入植者のなかには入植地内で小売店やコーヒー店を経営している者もいる。FELDAは入植者の副収入を増やすために、その他養魚池の共同経営を奨励したり、入植地内のあまたの土地を貸し付けて野菜栽培を許可している。さらに入植者は多目的協同組合を作り、トラックを購入してオイル・パームの果実の運搬事業に進出して多くの収入を得ている者も多い。FELDAは原則として入植者の入植地外での就業を許可しないが、なかには他の入植者に自分の栽培割当地の作業を請負わせて、入植地の外に出て商業に従事したり、他の事業を行っている者もいる。貯金をためた入植者のなかには、入植地の外に土地を購入して小作に出している者もいる。入植者のほとんどは入植時に入居した家屋を改築して大きくしたり、なかにはレンガ作りの家を新築し、自動車を購入している入植者も決して珍しくない。

これらの事実を総合して考えると、FELDA入植者の月収を作物栽培のみに限定して計算しては、彼らの実収入をかなり低く見積ることになろう。第18表にみる平均純月収はあくまで入植者の基礎所得であり、それに近いか、または上回る副収入を得ている入植者が多くいるのが実態である。

FELDA入植者の収入額の大きさは、民間エstateの労働者の所得と比較するといっそう明確になる。第19表は筆者によるクダー州におけるブキット・ルンブー・ゴム・エstate (Bukit Lembu Rubber Estate) のゴム採液

第19表 Bukit Lembu Rubber Estateのゴム採液人の月収例¹⁾
(単位: リンギット)

名	前	(性)	(種族)	年収(11カ月分)	月平均
1 Saadiah		(女)	(マ)	1,852.08	168.37
2 Sin Ah kim		(女)	(華)	3,241.63	294.69
3 Rane		(女)	(イ)	2,585.21	235.02
4 Teemah		(女)	(マ)	2,319.58	210.87
5 Panganaruam		(男)	(イ)	2,857.42	259.77
6 Yuhaya		(男)	(マ)	2,647.44	240.68
7 Bahar Zain		(男)	(マ)	3,137.22	285.20
8 Mahd Hussin		(男)	(マ)	2,124.40	193.13
9 H'ng Seug Yong		(男)	(華)	2,946.97	267.91
10 Rangasamy		(男)	(イ)	3,114.32	283.12
11 Thanimalai		(女)	(イ)	3,065.44	278.68
12 Siva Sanicar		(男)	(イ)	2,387.49	217.04

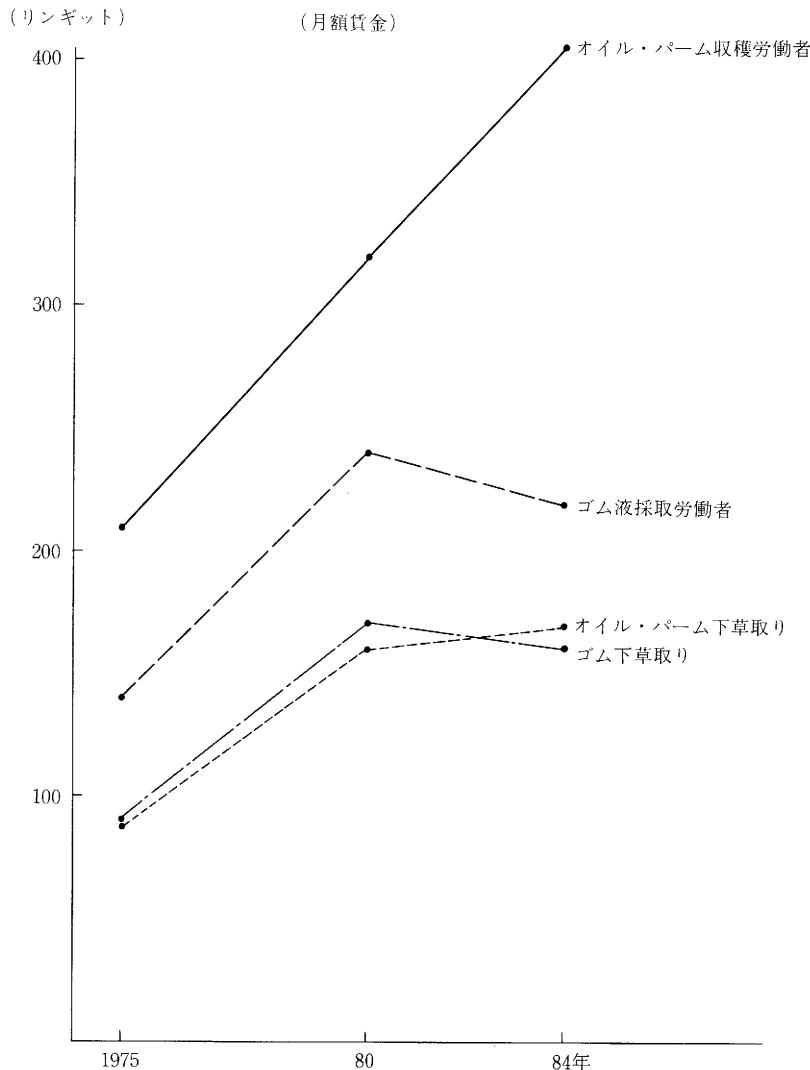
(注) 1) 筆者はゴム採液人220人の月収を1年間(11カ月)にわたり集計したが、うち、12人はマレー人(表では(マ)と表示、以下同様)、華人(華)、インド人(イ)の各種族、性別を考慮して抽出した。なお、収入の多い例と少ない例の双方を例示できるように注意してある。

(出所) Bukit Lembu Rubber Estateの各月の“Pay Sheet”を筆者が集計したもの。

労者(rubber tapper)の月収の調査事例である。同じ1983年時のFELDA入植地のゴム栽培入植者と比較しても、FELDA入植者の月収が高いことが分かろう。ほぼ2~3倍以上といってよい。インド人のゴム採液労働者の家族は、したがって1人の月収では生活できないので、夫婦ともに採液労働者として働いている家族がほとんどである。夫婦共稼ぎでもFELDAの10エーカー・ゴム入植地の入植者の月収より低い。

また第4図は半島マレーシアの民間エstate労働者の栽培作物別、作業別賃金水準を示したものである。ここでも、FELDA入植者の月収水準が相対的に高いことが分かろう。1984年にオイル・パーム労働者が400リンギットを若干超えているにすぎない。FELDAの10エーカー・オイル・パーム入植者の月収は、同じ1984年には1200リンギットを超える、3倍近い。ゴム採液労働者のケースは民間エstateでは200リンギットを若干超えており、FELDA入植者の月収との差はオイル・パームのケースよりも大きくなっている。

第4図 半島マレーシアのエstate部門の賃金（月取）



(出所) 小野沢純「ブミブトラ政策下における雇用構造の再編」(堀井健三・萩原宜之編『現代マレーシアの社会経済変容』アジア経済研究所, 1988年)315ページ, 第2図より。

第20表 クダー州Muda地域における稻栽培農家の年間所得構成比（1983年）

収入項目	収入(リングット)	比率(%)	月平均
販売粳米の純価値 (生産費を除く)	1,528	42.8	127.33
米価補助金受取り額	1,038	29.1	86.50
肥料補助金受取り額	513	14.4	42.75
その他雑農業所得	85	2.4	7.08
非農業所得	405	11.3	33.75
合計	3,569	100.0	297.41

(出所) Muda, Agricultural Development Authority-MADA (Muda II Impact Evaluation Survey Series) より筆者作成。

うに、FELDA入植者の月収は民間エstate労働者より全体的にかなり高いことが分かろう。

また、データーは少ないが、クダー州の稻作農家と比較してみよう（第20表）。この表の事例は平均規模よりやや小さい自作農の例であるが、FELDA入植者と比較して収入額は相対的にかなり低いのが分かろう。月平均の販売粳米による収入は127.33リングット、補助金と雑収入をいれても300リングットに達しない。その差は贅言を要しないほどである。

このようにしてみてくると、FELDA入植者の所得水準はマレーシアの一般の農民、農業労働者のなかで相当高いところに位置しているのが分かる。FELDA入植計画は最初述べたように、自作農民の創設を目的に実施されたのであるが、かれらの実際の所得水準は平均的農民のそれをはるかに超えるまでに成長し、農業部門で膨大な中産階層を形成するようになったといえよう。

では他の産業部門の労働者の平均賃金と比較すると、どのような位置づけになるであろうか。そこで第21表をみてみよう。この表はクダー州の4つの工場団地で働く労働者1256人の経済調査を行った結果の一部である。この表から容易に分かるように月収100～200リングットの労働者が51.6%と半分以上となっているのに対し、400リングット以上はわずか14.2%にすぎない。こ

第21表 クダー州の4つの工場団地で働く労働者1,256人の学歴別月収別分類(%)

教育水準	月 収 額 (リングット)								合 計
	1~100	100~150	151~200	201~250	251~300	301~400	401以上		
学歴なし	9.5	14.3	23.2	19.0	9.5	14.3	9.5	100(99.3) ¹⁾	
小学校卒	4.4	29.3	22.7	11.7	11.7	6.4	13.5	100(99.7)	
中学校卒	6.1	35.7	21.9	9.5	9.1	4.9	12.8	100	
高等学校卒	5.7	20.6	19.6	8.9	10.3	17.8	17.1	100	
専門学校以上	0.0	8.3	8.3	8.4	0.0	25.0	50.0	100	
合 計	5.5	30.1	21.5	10.0	10.0	8.6	14.2	100(99.9)	

(注) 1) かっこ内は筆者の計算値。

(出所) Jabatan Analisa Ekonomi dan Polisi Awam, Fakulti Ekonomi, Universiti Kebangsaan Malaysia, "Industri dan Pembangunan Luar Bandar Kedah" [クダー州農村地域における工業と開発] Monograph 2, Bangi, 1985年, Jadual 4.8, 73ページおよびJadual 4.9, 74ページより筆者作成。

の調査は1982~83年にかけてクダー州のムルゴング (Mergong), バカール・アラン (Bakar Arang), ティッカム・バツ (Tikam Batu), クリム (Kulim) の4つの工場団地で、マレーシア国立大学 (Universiti Kebangsaan Malaysia) 経済学部の経済分析・総合政策学科によって行われたものである。調査事例も1256人をカバーしているから、1982~83年当時の工場労働者一般の賃金水準を表しているといってよかろう。

FELDA入植者の所得水準はマレーシアの著しい工業化政策のなかで造成された地方工場団地の労働者の所得水準を大きく上回っていることが分かる。FELDA入植地は単に農業部門だけではなく、マレーシア全体のなかで中産階層の構成要素として分類できる入植者を多数創設することに成功したといえるのではないか。こうした見方にはまだ詳しい調査と分析が要求されようが、実態と大体の傾向はこれまでの分析で証明されていよう。

第5節 FELDA入植者の土地所有権と栽培労働力編成 ——中産階層の内容——

FELDA入植者は確かにマレーシア全体、とくにマレー人社会のなかに中産階層を形成したといえるが、問題は入植者全員が全く同じ条件ではないということである。栽培面積の規模が入植地によって異なることも、その原因のひとつであるが、もっと重要なことは入植者の土地所有権と栽培労働力編成(または組織)が入植の時期と栽培作物によって異なることである。このことが入植者の同質性のなかに異質性が生起する大きな原因になっているのである。そして、その異質性の内容を理解しないと「FELDA入植者中産階層論」の眞の意味は理解できないようと思われる。まず、入植者の土地所有権について述べる。

入植者が栽培している耕地の土地所有権は、大きく3つの種類に分けることができる。それがどのような比率で分布しているかを第22表でみることにしよう。

この表をみると入植者の栽培地所有方式は1987年現在、3種類に分類されていることが分かる。個人所有方式、協同所有方式(block system)とFELDA所有(sharing system)の3つである。個人所有方式は90のゴム入植地で実施されており、入植者の協同所有方式はオイル・パーク入植地で採用されている。時期的にいえば、個人所有方式はFELDAの発足当初1956年から採用されていたが、協同所有方式は75年から実施され、FELDA所有のsharing systemは85年から採用されている。

個人所有方式から詳しくみてみよう。FELDA入植者は15年間にわたる年賦償還が完了したのち、州政府から土地が譲渡される。ゴムとオイル・パーク入植者のそれぞれの毎月の返済額(1986年時)を第23、24表で示しておいた。「集団入植地法」(Land-Group Settlement Scheme Area-Act, 1960)の第10条によるとFELDA入植者は、将来地権(land title)の所有が許されること

第22表 作物別、栽培地所有方式別にみたFELDAの計画地数、入植世帯数および栽培面積（1987年）

(単位：戸、ヘクタール、かつこ内%)

作 物	栽培地所有方式		合 計
	個人所有または 協同所有方式	FELDA所有方式 (sharing system)	
オイル・パーム			
計画地数	136	142	278(65.9)
入植世帯数	60,643	4,632	65,275(61.3)
栽培面積	290,992	207,507	498,499(69.7)
ゴム			
計画地数	100	28	128(30.3)
入植世帯数	38,284	2,444	40,728(38.3)
栽培面積	139,734	50,825	190,559(26.7)
ココア			
計画地数	1	13	14(3.3)
入植世帯数		60	60(0.06)
栽培面積	187	20,091	20,278(2.8)
砂糖きび			
計画地数		2	2(0.5)
入植世帯数		447	447(0.4)
栽培面積		5,118	5,118(0.7)
コーヒー			
栽培面積		751	751(0.1)
合 計			
計画地数	237(56.2)	185(43.8)	422(100.0)
入植世帯数	98,927(92.9)	7,583 ^v (7.1)	106,510(100.0)
栽培面積	430,913(60.3)	284,292(39.7)	715,205(100.0)

(注) 1) sharing system計画地への入植世帯数が少ないのである。

(出所) FELDA, *Annual Report 1987*, Table 5, 10ページおよびTable 8, 12ページより筆者作成。

を条件に入植者に栽培地が割りあてられることが規定され、入植時にFELDAと入植者の間で結ばれる契約書においても同様の内容をみることができる。しかし、実際にFELDAに返済完了した入植者の地権証書をみると、通常の処分権の自由が保障されている地権証書とは次の諸点で異なる。(1)均

第23表 入植者の毎月の返済額（ゴム、4ヘクタールの事例、1986年）
 (単位：リングット)

	返済額
定額返済金	217.68
C.A.C (地代、プレミアム等)	8.81
運営管理費	38.00
農業保険	40.00
合計	304.49

(出所) 第2表に同じ、Table 3.10, 96ページ。

第24表 入植者の毎月の返済額（オイル・パーム、4ヘクタールの事例、1986年）

(単位：リングット)

	返済額
定額返済金	163.67
C.A.C	9.92
運営管理費	110.00
農業保険	40.00
再植留保金	40.00
農道維持保修留保金	10.00
合計	373.59

(出所) 第2表に同じ、Table 3.11, 96ページより作成。

分相続は許されず、一子相続である、(2)小作に出すことは許されない、(3)質入れして資金を借りできない、(4)FELDA、州政府の許可なくして売却処分は認められない、(5)地権受領後、25年経過したときに初めて自由に処分できる、といった諸点である。これらの制限は個人所有方式が採用されているゴム入植者の栽培地にも課せられており、事実上ゴム入植者の土地所有権は、入植後最低40年は認められていないことになる。

これに対して1975年に開始されたオイル・パーム入植地における協同土地所有方式では、私的土地位所有権は全く認められていない。代わりに各入植地

がいくつかの協同組合に区分され、ひとつひとつの協同組合に属する協同土地所有権 (Hak Milik Tanah Koperasi) が認められている。したがって協同土地所有方式のもとでは入植者各人の栽培地の間には境界線は測量されていない。

1985年から発足した利益分有方式 (sharing system) では入植地の経営管理と土地所有方式について新しい方式をうち出した。この特徴は次のとおりである。

- (1) FELDAが開発する入植地はすべて利益分有方式とし、各計画地は1965年の会社法に基づき登録し、独立採算制を採用する。これまでFELDAに返済してきた入植地開発費に関する借款は入植地の事務所に返済することになる。
- (2) 入植者は土地所有権をいかなる形であれ、一切決められないので、利益分有方式の計画地では参加者 (participant) と呼称されることになる。彼らは1エーカー当たり1株、合計10株を所有することができる。また、株の家族員間の分有、第三者への質入れ、売買ができるようとする。4分の1エーカーの屋敷地の私的所有権を認められる。
- (3) 参加者は労働組合の結成は認められないが、参加者は配当金のほかに作業能率に応じてボーナスを受けとることができる。

こうした利益分有方式の経営は民間エステートのそれとかなり近いといえよう。ただし、参加者が配当を受領できる点は大きく異なる。また、参加者は土地所有権が認められないだけでなく、日々の作業日程も入植地事務所によって決定され、従うことが要請される。この点は協同土地所有方式においても同様である。個人所有方式の入植地では作業日程は個々の入植地がかなり自由に決めることができる。作業に対する賃金支払い方式も土地所有方式ごとに異なる。しかし、一般的に私的所有権が弱くなるにつれ、入植者は土地所有者から労働者としての性格を強くもつといつてよい。

利益分有方式入植地の参加者は配当を支給されるという点を除けば、国営エステート労働者としての性格を強くもつようになっている。協同土地所有

方式が採用されているブロック・システムでの賃金決定方式は、入植者間に所得が平等に分配されるようにさまざまな工夫がなされている。生産性の上昇と平等的所得分配の原則の双方が採用されているが、栽培労働力の編成、組織はFELDAによって決定され、入植者個人の自由裁量が認められる余地は少ない⁽⁸⁾。

利益分有方式実施以後、入植者の土地所有への欲求は急激に強くなった。入植時は土地所有上の制限、また分配、相続、処分権上の制限を承知で入植した。しかし、入植者の間に土地所有権の処遇について差異があることが、かれらの土地所有分配の平等への欲求を求めることになる。さらにイスラーム教に基づく土地の所有と分配、相続の慣行に反するFELDAとの契約の改正を求める者が多くなり、その強い欲求に抗することが困難になって、ついに協同土地所有方式と利益分有方式を1990年より中止し、これを個人所有方式に変更することが決定された。

また、FELDAは1988年10月に、90年以後のFELDA計画地は民営化計画に進むことになり、個人土地所有権を認めると発表した。したがって個人所有方式の入植地と労働者として働く入植地の2つに分類されることになったのである。その結果、1988年にはオイル・パーム入植者（1869人）とゴム入植者（1055人）がFELDAに返済を完了し、合計完納者は1万6958人に達し、うち7925人が土地所有権を認められた⁽⁹⁾。また1989年には169の入植地の土地所有権を変更し、個人所有地にする契約が州政府と入植者との間に結ばれ、86の入植地内の栽培地ではすでに測量が完了している。さらに利益分有方式を採用している14の入植地の測量も完了している⁽¹⁰⁾。

入植者間における土地所有権の重層性は、このように、ある程度改善されたが、栽培労働力編成におけるFELDAの決定権と入植者の従属性に変化はなく、入植者の経営主体性は著しく制限されている。FELDA計画は現在も実施されていて、これまで膨大な中間階層を形成したが、入植者は農民というより労働者としての性格を強くもつていることを理解する必要がある。つまり、伝統村落から流出してFELDAに入植した入植者は、そこではもとの伝統

村落を踏襲して新村落を形成したのではなく、現時点では「国営エステート」における「入植労働者」的性格を強くもっているのである。

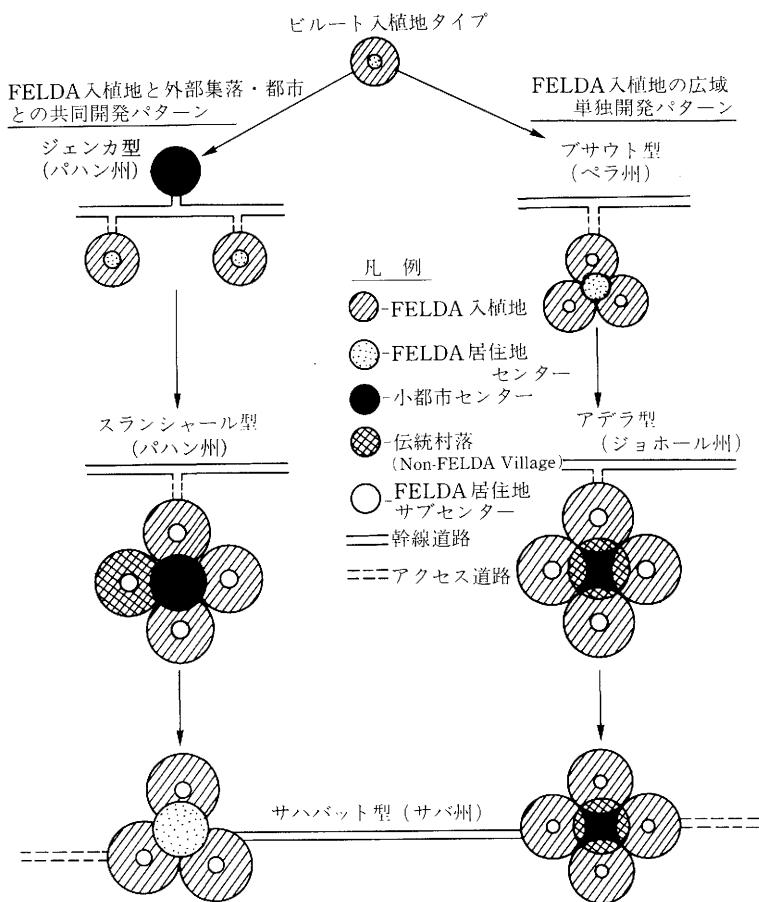
第6節 FELDA入植者の自治組織と行政支配 ——伝統村落との比較——

ここではFELDA入植地の性格をさらに詳しく理解するために、入植者の自治組織について述べることにする。入植者の自治組織をみる前に、入植者が具体的にどのような入植地に居住しているのか、つまり入植地とはいかなるところかを入植地パターンの分類をしながらみてみることにする。入植地は栽培地、管理事務所、生産・生活関連諸施設などから成立しているが、その配列、構図は入植地によって著しく異なる。

しかし、入植地の配置構造の原型は1入植地につき1入植者集落である。FELDA職員の居住地と事務所、そして生活必需品を売る小売店や食堂、コーヒー店、自動車修理所、モスク、小学校、宗教学校、幼稚園、巡査派出所などがそのなかに散在または周辺に位置するのが一般的である。しかし、いくつもの入植地が集まっているところでは入植者の居住する集落(village)のほかに小さな町(urban centre)が形成されている地域もある。とくに、FELDAが他の地域開発公社(Regional Development Authority: RDAS)⁽¹¹⁾の開発計画のなかに位置する場合には、NEPの地域成長センター構想と密接に結びつけられてFELDAの入植地が位置している。

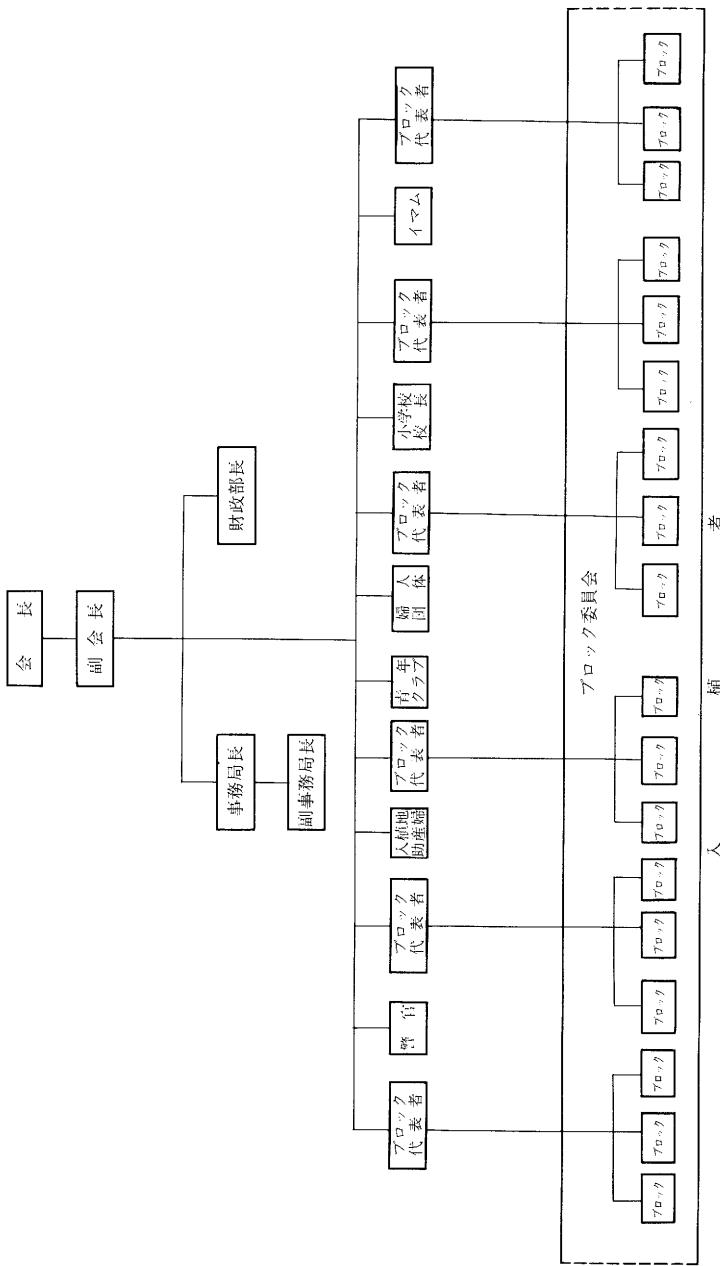
また、ジェンカ三角地域開発公社(Jengka Triangle Land Development Authority)の開発計画では入植者の住む集落と、さらに新しく形成される地方都市が巧みに配置され、入植地の便宜に供することができるよう構想されている。このようにFELDA入植地のレイアウトは開発時期、地勢条件、各州の条件等々によって多様であるが、その発展図式は次の第5図のように描くことができよう。この図にみるとく、FELDA入植地の形態的発展パター

第5図 FELDA入植地居住地センター開発パターンの図式化



(出所) 第2表に同じ, Figure 4.12, 138ページ。

第6図 入植地開発委員会（JKKR）の組織図（1987年）



(出所) 第2表に同じ、101ページ。

ンは大きく 2 つに分類できる。ひとつは単独のFELDA入植地から隣接する外部の伝統村落や小都市の存在と機能を利用し、共存する型で周辺に入植地を開発していくパターンである。もうひとつは広域のFELDA入植地群のなかに集落と小都市機能をもつセンターを作り、その周辺に栽培地を配置していくパターンである。FELDAは実際にこの 2 つのパターンでFELDA入植地の大規模開発を実施してきたといえる。

では、こうしたFELDA入植地の広域開発パターンのもとで入植者の自治組織はどのように展開され、機能しているかについて触れておこう。まず、1967年に設立された入植地開発委員会 (Jawatankuasa Kemajuan Rancangan: JKRR) の現在の組織図を第 6 図によって示しておこう。この図は各入植地での入植者による開発委員会の組織図である。入植地をどのような社会構造に組織化し、政治的に利用するかということがFELDA当局の基本的意図であることはいうまでもない。入植地を入植者の全くの自治に委せることは、開発費用の返済を完了させるといった経済的視点からいっても、FELDA当局にはできない。なんらかの形で入植者を行政的に管理しながら経営組織体としての効率性を維持し、入植者の自治機能も認めるという妥協的な態度を FELDA当局は一貫して採用してきた。

しかし、1983年以後、入植者の自治機能は指導者の選出の面で著しく制限されることになった。それはマレーシアでの支配的与党であるマレー人統一国民組織 (UMNO) の支部勢力をFELDA入植地に定着させていくなかで、有力野党である汎マレーシア・イスラーム政党 (PAS) と対抗する必要性を強く感じられるようになったからである。1983年以前はJKRRの委員長や各ブロック代表者の選出は入植者自身の手によって行われ、FELDAが追認するという形をとっていたが、入植者の土地所有権への欲求を基礎としたPASの政治運動がイスラーム原理運動 (dakhwah movement) と結びついた形で強力に浸透してきた過程で、今までの単なる追認から、FELDA当局の承認さらに審査、採用を要請されるようになったのである。現在ではJKRRの委員長やブロック代表者は、入植地内のUMNO支部の推薦を必要とし、入植地マネー

ジャの承認、さらに入植地が位置する州の州知事（Menteri Besar）の承認も必要とされることになり、入植者の政治・社会的自治組織の機能は著しく弱くなっている。

こういった入植者の指導者選出過程に政党や政府、さらに行政官の介入が顕著になってきたのは、単にFELDAだけでなく伝統村落においても同様の現象がみられる。UMNOの一党独裁体制を伝統村落だけでなく、FELDA入植地内においても確立するための行政的締めつけが入植者の選出において導入され、その結果入植地は伝統村落とはいっそう異なるタイプのマレー人入植地として形成、確立されたといえよう。伝統村落においてはUMNO支配と行政指導の浸透が強くなりつつあるが、まだ農民の経営者としての主体性なり政治的活動、自治が相対的にFELDA入植地と比較して機能している。

FELDA入植者による中産階層の形成は、その中味を吟味すると、(1)経営主体の制限、(2)土地所有権の制限、(3)政治的自治機能の制限、といった3点において、伝統村落に居住する農民と基本的に異なるところにその特質があるといえる。これは別の側面からみると、ブミプトラ政策のもとではマレー人農民に対する保護政策であり、生活水準の上昇つまり貧困世帯の除去政策の結果であるともいえる。自作農創設から出発したFELDA入植計画は、いまその初期の目的とは異なる側面をもち、さらに異なる途を進むようにみえる。

マレー人農民に手厚い保護政策のもとで高い所得水準を実現、維持させるにはある程度の経営者の主体性と土地所有の制限、さらに自治の制限も止むをえないということなのであろう。しかし、このことは同じマレー人農村コミュニティーのなかに二重構造を形成することにもなる。新しく選ばれた「中産階層」農業地域と「伝統村落」との調和のとれた発展をどのように実現していくかが今後の課題のひとつとなろう。

おわりに——民営化計画とFELDA入植地経営の今後——

1988年3月、憲法第83、85、86各条の改正が行われた。その内容は、従来州政府の専権事項とされていた土地行政に関するものである。これまで、連邦政府は特定の目的のため州政府から借地条件を付して「移管されていた土地と、それに伴う権益の占有、管理または経営を、その目的が実現されたか変更された場合に、従来のように州政府に返還せず、連邦政府が定める期間と条件のもとに、当初の用途以外の用途に譲渡しうることになった」⁽¹²⁾ことである。これはFELDA入植地の民営化計画の実現と憲法の改正であるとともに、土地行政が次第に中央集権化されはじめた徵候であるともいえる。

1988年に、FELDA入植地の民営化が92年より実施されることが公表されたが、いまだに実現するに至っていない。上記のように土地所有権の移転に関して必要な法改正が行われたが、これだけでは不十分であることはいうまでもない。問題は民営化されたFELDA入植地の経営管理をだれが行うかである。条件つきとはいえ、入植者に土地所有権が認められるような入植地の経営にはうま味は少ないのであろうし、経営の主体性に関して衝突が起こる危険性も大きい。このようなFELDA入植地の経営に率先して民営化を引き受ける経営企業はないようである。いってみれば、民営化に必要なマニュアルがFELDA入植地の場合、まだ出来あがっていないということである。

しかし、大体の経営方針は利益分有方式を踏襲しながら民営化を実現したいとFELDA首脳部は了解しているといわれる。問題は未開墾地のフロンティアが稀少化したため、1991年以後の新たなFELDA入植地計画が予算化されていない段階で、土地所有権の相続権をもたない入植者の子弟、つまり2世代目の問題をどう解決していくかが表面化してこよう。それと民営化についてはゴムとオイル・パームの再植時期にRISDA（ゴム小農開発庁：Rubber Industry Smallholder Development Authority）が実施しているようなMini-Estate方式によって入植者の土地所有権を民営化会社あるいはFELDAに

担保に入れ、入植者は実質的にそのもとで労働的な形態あるいは利益分有方式に基づく入植地への参加者になっていくものと思われる。

いずれにしろ、民営化の問題は今後の進展をみる以外にないが、FELDA入植地は（FELDA企業グループを含めて）民営化によって大きな岐路にさしかかっていることは確かである。

〔注〕――――――――――

- (1) FELDAの詳しい歴史的展開については堀井健三「マレーシアにおける集団入植地法の成立・展開と土地所有権の変容」（梅原弘光編『東南アジアの土地制度と農業変化』アジア経済研究所、1991年）59～103ページを参照。
- (2) FELDAのオイル・パーム入植地における収穫作業の特色、また作業組織全体に対する分析については堀井健三「FELDA（マレーシア）オイル・パーム入植地における栽培組織と所得配分——ブロック・システムの実態調査事例——」（『アジア経済』第24巻第8号、1983年8月）を参照されたい。
- (3) FELDA企業グループ（FELDA Corporations）は13企業から成り立ち、入植者の多くの子弟を吸収している。
- (4) 小野沢純「ブミプトラ政策下における雇用構造」（堀井健三・萩原宣之編『現代マレーシアの社会・経済変容——ブミプトラ政策の18年——』アジア経済研究所、1988年）312～313ページを参照せよ。
- (5) Tunku Shamsul Behrin; Lee Boon Thong, *FELDA—3 Decades of Evolution*, クアラルンプル, FELDA, 1988年, 74ページ。
- (6) 同上書, 76ページ。
- (7) Yamamoto, Kazumi, "Migration of Rural Labor in Malaysia," S. Hirashima編, *Hired Labor in Rural Asia*, 東京, Institute of Developing Economies, 1977年。
- (8) 堀井「FELDA（マレーシア）オイル・パーム……」13～29ページを参照。
- (9) FELDA, *Annual Report 1988*, 11ページ。
- (10) FELDA, *Annual Report 1989*, 17ページ。
- (11) 地域開発公社（RDAS）についてはHorii, Kenzo ; Paul Chan, *The Impact of New Economic Policy on Malaysian Economy*, 東京, Institute of Developing Economies, 1985年を参照せよ。
- (12) 木村陸男「マレーシアにおける『民活政策』の展開」（木村陸男編『アジア諸国における民活政策の展開』アジア経済研究所、1992年）148ページ。